宮城県自転車競技場使用料金表

平成27年4月1日現在

1 施設使用料

				使	用料 0) 額
区		分		アマチュアスポーツ に使用する場合		ア マ チ ュ ア スポーツ以外に
				一般	学生等	使用する場合
	入場料を徴収 する場合	全	日	36, 500 円	18, 100 円	146, 000 円
競	入場料を徴収 しない場合	貸切使用	全日	18, 200 円	9,000円	110,000円
44-			午前	7,800円	3,800円	47,000 円
技			午後	10, 400 円	5, 200 円	63, 000 円
場		個人使用	1人半日 につき	230 円	120 円	520 円
			回数券 (11回分)	2,300円	1,200円	5, 200 円
	会 議 室	貸切使用		全 日		6, 900 円
管				午前		2, 900 円
7 II				午後		4,000円
理		貸切使用		全 日		6, 200 円
棟	トレーニング室			午前		2,600円
				午後		3,600円
				全 日		2,000円
<u>۲</u>	控室1・2	貸切 使用		午前		900円
\[\nu \]				午後		1,100円
ニング棟	トレーニング室	貸切使用		全 日		6, 200 円
				午前		2, 600 円
				午後		3,600円

2 設備使用料

区	分	使用料の額
競技場照明	1時間につき	3,000円
放 送 設 備	1日	10,600円
競技用具	貸切使用1式1日	5, 200 円
規 仅 用 兵	個人使用1人1回	130 円
温水シャワー	貸切使用	5,600円
(管理棟)	個人使用	150 円
温水シャワー	貸切使用	5,600円
(トレーニング棟)	個人使用(5分)	100 円

備考

- 1 「一般」とは、学生等以外の者をいい、「学生等」とは、高校生、中学生、小学生及びこれら に準ずる者並びに幼児をいう。
- 2 使用日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合においては、競技場の使用料の額は、この表に定める額の2割増とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 3 使用者が、入場料に相当する給付(100万円以下の額に相当する給付を除く。)を受ける場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合においては、入場料を徴収するものとしてこの表を適用する。
- 4 入場料を徴収する場合で100万円以下の入場料を徴収するときは、入場料を徴収しない場合 とみなす。
- 5 競技場を専ら準備又は撤去のため使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の2分の1に相当する額とする。
- 6 この表に定める使用時間以外に使用する場合の使用料の額は、使用時間が午前零時から午前9時までの場合は「午前」の、正午から午後1時まで及び午後5時以後の場合は「午後」の区分に従い、それぞれの使用料の額を時間割計算によって算出して得た額(100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。)とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 7 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、使用料の減免は行わない。
- 8 「競技用具・貸切利用1式1日」とは、大会等において利用する用具全てをいい、「競技用具・ 個人利用1人1回」については、練習に際して使用する用具をいう。
- 9 「競技用具・個人利用1人1回」には、トレーニング室に設置している用具を使用する場合も 含まれる。
- 10 管理棟及びトレーニング棟のトレーニング室の個人使用は、競技場の個人使用に含む。
- 11 使用料の額が1時間当たりで定められている施設・設備を利用する場合において、利用時間に 1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。